

乗合自動車運送約款

令和6年12月1日改正

京 都 市

京都市乗合自動車運送約款

目次	ページ
第1章 総則	
第1条 趣旨	3
第2条 法令等の遵守	3
第2章 旅客運送	
第1節 運送の引受け	
第3条 運送の引受け	3
第4条 運送の引受け及び継続の拒絶	3
第5条 運送の制限等	4
第6条 乗車券の所持等	4
第2節 乗車券の発売と効力	
第7条 発売場所	5
第8条 定期券の発売	5
第9条 (削除)	
第10条 (削除)	
第10条の2 定期券の効力	6
第11条 共通一日乗車券等の効力	7
第12条 乗車券の通用期間	7
第13条 (削除)	
第14条 (削除)	
第14条の2 (削除)	
第15条 身分証明書等の所持	7
第15条の2 同上	7
第16条 途中下車の場合	7
第17条 運送継続拒絶の場合	7
第18条 乗車券の無効及び回収	8
第19条 乗車券の引渡し及び回収	8
第19条の2 整理券の所持等	8
第3節 運賃及び料金	
第20条 運賃及び料金	10
第21条 小児等の無賃運送	10
第22条 運賃の割引	11
第22条の2 同上	11
第23条 同上	11

第 4 節	旅客の特殊取扱い	
第 24 条	旅客の都合による運賃の払戻し	12
第 25 条	割増運賃	13
第 26 条	乗越し	13
第 27 条	乗車券の紛失	13
第 28 条	誤購入	13
第 29 条	誤払い	14
第 30 条	書換え	14
第 31 条	定期券の再発行	14
第 31 条の 2	共通一日乗車券の再発行	14
第 32 条	乗車券様式変更の場合の取扱い	14
第 32 条の 2	乗車券無効の場合の取扱い	14
第 33 条	運賃変更の場合の取扱い	15
第 34 条	再購入後の払戻し	16
第 35 条	運行中止の場合の取扱い	16
第 35 条の 2	同上	16
第 36 条	運賃の払戻し場所	17
第 37 条	端数の処理	18
第 5 節	手回品	
第 38 条	無料手回品	19
第 39 条	手回品の持込み制限	19
第 3 章	責 任	
第 40 条	旅客に関する責任	20
第 41 条	同上	20
第 42 条	手回品等に関する責任	20
第 43 条	異常気象等における措置に関する責任	20
第 44 条	旅客の責任	20
第 4 章	連絡運輸・共通乗車	
第 1 節	連絡運輸	
第 45 条	連絡運輸等	21
第 2 節	共通乗車	
第 46 条	共通乗車券等	21
附 則	実施期日	21
別 表	市バス通勤フリー定期券及びバス・地下鉄共通全線定期券 における基準運賃額及び乗降可能区間	22

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 本市の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令・京都市条例及び京都市交通局管理規程等の定めるところ又は一般の慣習によるものとする。
- 2 本市で使用することができるICチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含む。以下「IC証票」という。）の取扱い等については、京都市交通局IC証票取扱規程を別に定め、この運送約款に定めがない場合又は運送約款と異なる取扱いの場合は、この規程による。
- 3 西日本旅客鉄道株式会社が発行するIC証票を用いた乗車券（以下「ICOCA乗車券」という。）の取扱い等については、京都市交通局IC定期券取扱規程を別に定め、この運送約款に定めがない場合又は運送約款と異なる取扱いの場合は、この規程による。
- 4 運送約款及び法令、京都市条例、京都市規則並びに京都市交通局管理規程の趣旨に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらずその特約による。

(法令等の遵守)

- 第2条 旅客は、乗車に際し、法令、京都市条例、京都市規則、京都市交通局管理規程及びこの運送約款を遵守し、車内の掲示及び車掌、運転手その他の係員の指示に従わなければならない。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け

(運送の引受け)

- 第3条 本市は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けることとする。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

- 第4条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶するときがある。
- (1) 当該運送の申込みが、この運送約款、京都市条例、京都市規則及び京都市交通局管理規程によらないものである場合
 - (2) 当該運送に適する設備がない場合
 - (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
 - (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは、善良の風俗に反するものである場合

- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合
- (6) 乗務員が、旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わない者
- (7) 旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯している者
- (8) 泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者
- (9) 付添人を伴わない重病者
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者
- (11) 第39条第3項又は第4項の規定により持込みを禁止された物品を携帯している者

（運送の制限等）

第5条 本市は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回品の大きさ若しくは個数の制限をすることがある。

2 本市は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所及び主たる停留所に掲示する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

（乗車券の所持等）

第6条 旅客は、所定の乗車券を所持しなければ乗車できない。ただし、乗車後所定の運賃及び料金を支払うときはこの限りでない。

2 削 除

第2節 乗車券の発売等と効力

(発売場所)

第7条 本市は国土交通大臣又は地方運輸局長へ運賃を届け出て、乗車券類を営業所等において発売又は交付する。

2 本市は、定期券以外の乗車券を車内で発売することがある。

3 本市は、第1項の規定にかかわらず、発売する乗車券の種類、発売場所又は発売期間を指定することがある。

4 本市は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示する。

(定期券の発売等)

第8条 定期券は、次の者に対し発売する。

(1) 通勤定期券及び市バス通勤フリー定期券	適用旅客の範囲を限定しない。
(2) 通学定期券(甲)及び市バス通学フリー定期券(甲)	学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校(第1学年から第3学年までを除く。)又は本市がこれと同等と認める学校等に通学する者
(3) 通学定期券(乙)	学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校(後期課程に限る。)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部又は高等部に限る。)若しくは高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)又は本市がこれと同等と認める学校等に通学する者
(4) 通学定期券(丙)	学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、義務教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部又は幼稚部に限る。)又は本市がこれと同等と認める学校等に通学する者
(5) 通勤通学定期券(甲)	通勤者で第2号に規定する学校に通学する者
(6) 通勤通学定期券(乙)	通勤者で第3号に規定する学校に通学する者
(7) 全線定期券	運賃の均一制をとる路線において、随意に乗車する者
(8) バス・地下鉄共通全線定期券	適用旅客の範囲を限定しない。
(9) バス・地下鉄連絡定期券	第1号から第4号までの各号に規定する旅客で、高速鉄道に連絡乗車する者
(10) 市バス・京都バス連絡定期券	第1号から第4号までの各号に規定する旅客で、京都バスに連絡乗車する者
(11) 京阪バス連絡専用割引定期券	第1号から第4号までの各号に規定する旅客で、京阪バスに連絡乗車し、かつ京阪バス定期券を所持する者

2 前項第1号、第2号及び第9号に規定する旅客に、次の各号のいずれかの通用区間の定期券を発売する場合は、旅客の請求により京阪京都交通専用定期券を交付する。ただし、IC証票及びICOCA乗車券を用いた定期券（以下「ICOCA定期券」という。）を発売する場合に限る。

- (1) 市内中心+桂地域フリー
- (2) 市内中心+桂・洛西地域フリー
- (3) 桂・洛西地域フリー

3 第1項第3号及び第4号に規定する旅客に、次の各号のいずれかの区間指定定期券を発売する場合は、定期券に★印を印字することで、当該定期券の効力に加え、前項に定める京阪京都交通専用定期券と同一の効力を有する定期券とみなす。

系統	区間	
(1) 西5号系統	桂駅西口	北福西町一丁目～桂坂中央
(2) 西6号系統	桂駅西口	桂イノベーションパーク前～桂坂中央

4 定期券は、通用期間開始日の14日前から発売及び交付する。

第9条 削除

第10条 削除

(定期券の効力)

第10条の2 定期券（市バス通勤フリー定期券、市バス通学フリー定期券（甲）、全線定期券、バス・地下鉄共通全線定期券及び均一制区間に係る通学定期券（甲）（均一制区間内の定期券で券面表示の停留所間のキロ程が2キロメートル以下のものを除く。）を除く。）は、券面表示の停留所間で指定する乗車経路又は指定する運行系統により乗降する場合に有効とする。ただし、京都市乗合自動車旅客運賃条例第7条に規定する定期観光運送（以下「観光特急バス」という。）は除く。

2 前項の場合において、経路を異にする運行系統を指定するときは、別に定める場合を除き、2運行系統に限るものとし、当該指定運行系統により券面表示の停留所間で乗降する場合に有効とする。

3 全線定期券及び均一制区間に係る通学定期券（甲）（均一制区間内の定期券で券面表示の停留所間のキロ程が2キロメートル以下のものを除く。）は、均一制区間内において、一般乗合自動車に乗車できるものとし、乗車区間及び乗車回数を制限しない。ただし、有料道路を運行する系統及び観光特急バスを除く。

4 市バス通勤フリー定期券、市バス通学フリー定期券（甲）及びバス・地下鉄共通全線定期券は、別表に定める区間内において、一般乗合自動車に乗車できるものとし、乗車回数を制限しない。ただし、有料道路を運行する系統及び観光特急バスを除く。

5 市バス・京都バス連絡定期券は、定められた停留所（上高野、洛北高校前、北大路バスターミナル、花園橋、高野橋東詰）で京都バスと乗り継ぐ場合に限る。

6 京阪バス連絡専用割引定期券は、定められた停留所（三条京阪前、四条河原町、四条

烏丸、五条坂、河原町五条)で京阪バスと乗り継ぐ場合に限る。

(共通一日乗車券の効力)

第11条 共通一日乗車券の有効範囲は、有料道路を通行する系統を除くすべての運行系統に有効とする。ただし、乗車回数の制限をしない。

第11条の2 削除

(乗車券の通用期間)

第12条 乗車券の通用期間は、券面表示のとおりとする。

2 券面に通用期間の表示がない乗車券は、第32条の2の規定による場合を除いて、通用期間を制限しない。

第13条 削除

第14条 削除

第14条の2 削除

(身分証明書等の所持)

第15条 通学定期券、市バス通学フリー定期券(甲)及び通勤通学定期券並びに第22条の規定により発売された乗車券を使用する旅客(小学校の児童及び幼稚園の園児を除く。)は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、本市の係員が当該書類の呈示をもとめたときは、これを拒むことはできないものとする。

2 前項の書類を所持せず、又は呈示を拒んだ旅客は、当該乗車券を当該乗車について使用できない。

第15条の2 京阪バス連絡専用割引定期券を使用する旅客は、当該定期券を購入時に呈示した京阪バスの定期券を所持しなければならず、かつ、本市の係員が当該書類の呈示をもとめたときは、これを拒むことはできないものとする。ただし、京阪バスの定期券の通用期間が満了した場合を除く。

(途中下車の場合)

第16条 普通乗車券又は回数乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により乗車券面に表示された通用区間内で途中下車したときは、当該通用区間全部について運送が終了したものとみなす。ただし、特に定める場合は、この限りでない。

(運送継続拒絶の場合)

第17条 普通券又は回数券を所持する旅客が第4条各号(第5号を除く。)の規定により運送の継続を拒絶されたときは、運送が終了したものとみなす。

(乗車券の無効及び回収)

第18条 乗車券を所持する旅客が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗車券を無効として回収する。ただし、当該旅客に悪意がないことが証明できる場合は、この限りでない。

- (1) 定期券面表示事項を塗り消し又は改変して使用したとき
- (2) 使用資格、氏名、年齢又は通学の事実を偽って定期券を購入し使用したとき
- (3) 定期券を記名人以外の者が使用したとき。ただし、通勤定期券、市バス通勤フリー定期券（地下鉄との連絡定期券を除く）、全線定期券及びバス・地下鉄共通全線定期券は、この限りでない。
- (4) 定期券を使用する者がその使用資格を失った後に使用したとき
- (5) 通用期間開始前に有効とならない定期券を、その期間開始前に使用したとき
- (6) 通用期間満了後の定期券を使用したとき
- (7) 定期券を指定乗車区間外において又は指定乗車経路によらず使用したとき
- (8) 一度使用した普通券又は回数券を使用したとき
- (9) 乗継券の発行を受けた者以外の者がこれを使用したとき
- (10) 京阪バス連絡専用割引定期券を使用する旅客が、当該定期券を購入時に呈示した京阪バスの定期券を所持しなかったとき、又は京阪バスの定期券の呈示を拒んだとき。ただし、京阪バスの定期券の通用期間が満了した場合を除く。
- (11) 通用期間満了後の共通一日乗車券を使用したとき
- (12) 乗車開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

(乗車券の引渡し及び回収)

第19条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその所持する乗車券を係員に引渡し又は回収に応じなければならない。ただし、I C O C A定期券については、この限りでない。

- (1) 運送が終了したとき
- (2) 第16条又は第17条の規定により運送が終了したものとみなされたとき
- (3) 当該乗車券が無効又は不要となったとき
- (4) 当該乗車券を使用する資格を失ったとき

(整理券の所持等)

第19条の2 第6条第1項の規定にかかわらず、本市の指定する運行系統又は区間において旅客は、車内で交付する所定の整理券を所持しなければならない。ただし、I C 証票及びI C O C A定期券で乗車する場合は、乗車の際、乗車口用カードリーダーにI C 証票及びI C O C A定期券を接触させることで、整理券に代えることができる。

2 旅客は、下車するときは、その所持する整理券を本市の係員に引渡し又はその回収に応じなければならない。

3 旅客が、第1項の整理券を所持しない場合又はI C 証票及びI C O C A定期券を乗車

時に乗車口用カードリーダーに接触しない場合であって、係員が旅客の乗車停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなす。

第3節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第20条 本市が、旅客から收受する運賃及び料金は、乗車時（定期券においては購入時）において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによる。

2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所等に掲示する。

(小児等の無賃運送)

第21条 旅客（6歳未満の小児は除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については、旅客1人につき2人を無賃とし、1歳未満の小児については無賃とする。

2 児童福祉法第6条に規定する保護者が同伴する1歳以上6歳未満の小児については無賃とする。

3 京都市敬老乗車証条例第2条に規定する第1種敬老乗車証を所持する者は、無賃とする。ただし、観光特急バスを除く。

4 本市の区域内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものを無賃とする。ただし、観光特急バスを除く。

(1) 身体障害者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から4級までに該当する障害があるもの

(2) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）

(3) 次に掲げる児童又は生徒

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）、同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童

イ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級に通学し、又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒

(4) 知的障害者（厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）

(5) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条第1項の規定により医療の給付を受けているもの又はこれに準じるもので管理者が定めるもの

(6) 戦傷病者（戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で恩給法別表第1号表ノ2に掲げる障害があるもの

- (7) 第1号から第4号に掲げる者の介護者で管理者が定めるもの
(運賃の割引)

第22条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより運賃（通学定期券の学期券、全線定期券、バス・地下鉄共通全線定期券、共通一日乗車券及びバス・地下鉄連絡定期券による運賃を除く。）を割り引くものとする。

- (1) 身体障害者で、福祉事務所長の発行する所定の旅客運賃割引票若しくは身体障害者手帳を呈示し又は本市が承認したき章を明示したとき
- (2) 前条第4項第3号に掲げる児童又は生徒で、福祉事務所長が発行する所定の旅客運賃割引票を呈示したとき
- (3) 知的障害者で、福祉事務所長の発行する所定の旅客運賃割引票又は療育手帳を呈示したとき
- (4) 原子爆弾被爆者で、福祉事務所長の発行する所定の割引票を呈示したとき
- (5) 戦傷病者で、福祉事務所長の発行する所定の旅客運賃割引票を呈示したとき

2 削除

3 第1項第1号から第3号に掲げる者の介護人で管理者が定めるものについても運賃を割り引くものとする。

4 第1項第1号及び第3号に掲げる者については、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）で認めるスマートフォンのアプリケーションの提示をもって、身体障害者手帳及び療育手帳の提示に代えることができる。

第22条の2 本市の実施する京都 地下鉄・バス ICポイントサービス（以下「ポイントサービス」という）の適用を受けるためには、旅客は事前に、利用するIC証票の番号、パスワード、氏名、生年月日、性別、郵便番号、電話番号、メールアドレス（メールアドレスは任意）の情報を登録しなければならない。

2 登録するIC証票はICOCA乗車券又は株式会社スルッとKANSAIが発行するPiTaPaとし、当該IC証票の利用による乗車をポイントサービスの対象とする。

3 ポイントサービスの取扱いに関して、この運送約款に定めのない事項については、京都地下鉄・バスICポイントサービス会員規約及び京都市交通局ポイントサービス取扱規程による。

第23条 本市は、第22条及び前条の規定により割り引きをする場合を除き、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、区間若しくは期間を限り一定の旅客に対して、運賃の割り引きを行う。

第4節 旅客の特殊取扱い

(旅客の都合による運賃の払戻し)

第24条 本市は、乗車券を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃の払戻しを行う。

- (1) 未使用の普通券にあつては、券面表示の運賃額。
- (2) 未使用の回数券にあつては、券面表示の運賃額。ただし、使用済みの券片がある場合は、券面表示の運賃額から使用済みの券片数に券片表示の金額を乗じて得た額を控除した額。
- (3) 定期券にあつては、通用期間前のものについては、その運賃額、通用期間内のものについては、通勤定期券、通学定期券及び全線定期券は、券面表示の通用区間（市バス通勤フリー定期券、市バス通学フリー定期券（甲）及びバス・地下鉄共通全線定期券は、別表に定める基準運賃区間）を1日2回乗車（全線定期券、バス・地下鉄共通全線定期券、市バス通勤フリー定期券及び市バス通学フリー定期券（甲）にあつては、1回を1.5乗車に換算する。）したものとみなして計算して得た普通券による運賃額に、通勤通学定期券は、券面表示の各乗降停留所間の普通券による運賃額の合算額に、通用期間の始めの日から払戻しの請求があった日までの日数を乗じて得た額（その額が、払戻しを受けようとする定期券の1月券相当運賃額を超えるときは、1月券相当運賃額）を定期券の券面表示の運賃額から控除した残額、更に経過月数のあるときは、当該定期券の1月券相当運賃額に当該経過月数を乗じた金額を控除した額。
- (4) 未使用の共通一日乗車券にあつては、券面表示の運賃額。ただし、通用期間内に第36条に定める払戻し場所に申し出た場合に限る。

2 前項第4号及び第5号の乗車券について、発売終了後はこの限りではない。

3 第1項の払戻しに際しては、次の手数料を徴収する。ただし、発売終了後はこの限りではない。

種 類	額
普 通 券	100円
回 数 券	200円
定 期 券	220円
共 通 一 日 乗 車 券	200円

4 京阪バス連絡専用割引定期券の払戻しに当たっては、当該定期券を購入時に呈示した京阪バスの定期券の呈示を必要とする。ただし、京阪バスの定期券の通用期間が満了した場合を除く。

5 第8条第2項に定める京阪京都交通専用定期券の交付を受けたICOCA定期券の払戻しに当たっては、京阪京都交通専用定期券の返納を必要とする。

(割増運賃)

第25条 本市は、旅客が、第18条の各号のいずれかに該当するときは、次の各号の定めるところにより割増運賃を徴収する。

- (1) 第18条第1号から第6号までの場合は、次表に定める日数に1日につき通勤定期券、通学定期券及び全線定期券は、券面表示の通用区間（バス・地下鉄共通全線定期券、市バス通勤フリー定期券及び市バス通学フリー定期券（甲）は、別表に定める基準運賃区間）を2回乗車（全線定期券、バス・地下鉄共通全線定期券、市バス通勤フリー定期券及び市バス通学フリー定期券（甲）にあつては、1回を1.5乗車に換算する。）したものとみなして計算して得た普通券による運賃額及びこれと同額以内の割増運賃を通勤通学定期券は券面表示の各乗降停留所間の普通券による運賃額の合算額及びこれと同額以内の割増運賃を徴収する。

区 分	日 数
第18条第1号の場合	通用期間開始の日から発見当日まで
第18条第2号の場合	同 上
第18条第3号の場合	同 上
第18条第4号の場合	使用資格喪失の日から発見当日まで
第18条第5号の場合	発行の日から発見当日まで
第18条第6号の場合	通用期間満了の翌日から発見当日まで

- (2) 第18条第7号から第10号までの場合は、不正乗車を1回とし、第12号及び第13号の場合は不正乗車の回数に応じ、当該乗車区間の普通券による運賃額及びこれと同額以内の割増運賃を徴収し、また第18条第11号の場合は、共通一日乗車券の運賃額及びこれと同額の割増運賃を徴収する。
- (3) 前2号の規定を適用するに当たり、第18条各号の2以上に該当するときは、その制裁の重いものによる。

(乗越し)

第26条 定期券の使用者は、あらかじめ車掌又は運転士の承認を受けて券面表示の区間を乗り越えて乗車することができる。この場合は、乗り越し運賃として当該乗り越し区間を、新たに乗車したものとみなして計算した運賃を支払わなければならない。

(乗車券の紛失)

第27条 旅客が乗車券を紛失した場合において、本市の係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する普通券による運賃を徴収する。

(誤購入)

第28条 本市は、旅客が停留所名の類似その他の事由によって誤って乗車券を購入した場合において、係員がその事実を認めることができるときは、旅客の希望する乗車券と取り替える。この場合において、既に収受した運賃と正当な運賃と比較し、不足額は追徴し、過剰額は払い戻す。

(誤払い)

第29条 本市は、旅客が誤って運賃を支払った場合において、係員がその事実を認めることができるときは、誤払いにかかる金額を精算する。

(書換え)

第30条 定期券の使用者は、券面表示事項が不明となったときは、所定の手続きにより当該定期券に510円（バス・地下鉄連絡定期券及びバス・地下鉄共通全線定期券の場合は200円）の手数料を添えて発売場所に書換えを申請しなければならない。

2 削除

3 削除

4 削除

(定期券の再発行)

第31条 旅客の紛失した定期券については、再発行しない。ただし、次の第2項又は第3項に定める場合はこの限りでない。

2 災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行する。この場合においては510円（バス・地下鉄連絡定期券及びバス・地下鉄共通全線定期券の場合は200円）の手数料を徴収する。

3 ICカード定期券を紛失、滅失、その他の理由により使用することができなくなったときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行する。この場合においては520円の手数料を徴収することができる。

(共通一日乗車券の再発行)

第31条の2 共通一日乗車券は再発行しない。ただし、旅客に悪意がないと認められる場合において、共通一日乗車券が折損等によって使用することが不能となったときは、原券と同一の効力を有する共通一日乗車券を発行する。

(乗車券様式変更の場合の取扱い)

第32条 乗車券の様式を変更した場合は、その変更前に発売した普通券又は回数券を所持する旅客は、これを使用し、又は新乗車券との引換えを請求することができる。

2 定期券は、様式変更後もその通用期間中は有効とする。

(乗車券無効の場合の取扱い)

第32条の2 本市の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による掲示を行ったうえ、同項の期間内において旅客の請求があったときは、次の各号のうち本市が定めた取扱いをする。

(1) 次に掲げる金額の払戻し

ア 普通券、共通一日乗車券等及びバス一日券については、券面表示の運賃額

イ 回数券については、次の算式により算出された金額

券面表示の運賃額 ----- A
総券片表示金額 ----- B
残券片表示金額 ----- C

$$A \times \frac{C}{B}$$

ウ 定期券については、次の算式により算出された金額

券面表示の運賃額 ----- A
通用期間（日数） ----- B
請求の日における残通用期間（日数） ----- C

$$A \times \frac{C}{B}$$

エ トラフィカ京カード、バス回数券カード及び市バスとくとくカードについては、次の算式により算出された金額

券面表示の運賃額 ----- A
総利用可能金額 ----- B
残利用可能金額 ----- C

$$A \times \frac{C}{B}$$

(2) 既に発行した乗車券と同一の効力を有する乗車券との引換え

ただし、共通一日乗車券を無効とする場合において、旅客運賃の変更により、無効とする乗車券と引き換える乗車券に差額が発生する場合は、差額の払戻し又は徴収をすることがある。

2 本市は、乗車券類を無効とする日の少なくとも1月前に、次の各号に掲げる事項を営業所及び当該乗車券に係る運行系統を運行する自動車内に掲示する。

(1) 乗車券を無効とする日

(2) 掲示の日から無効とする日の少なくとも2月後の日までの期間内に限り前項に規定する取扱いをする旨

(運賃変更の場合の取扱い)

第33条 旅客運賃を変更した場合は、その変更前に発売した普通券及び回数券は、運賃減額の場合はそのまま使用することができる。また、運賃増額の場合は新旧運賃の差額を支払って使用することができる。

2 運賃変更前に発売した定期券については、運賃の減額の場合、新旧運賃の差額を日割りにより払戻しする。

また、運賃増額の場合、新旧運賃の差額を徴収しない。

3 運賃変更前に発売した共通一日乗車券については、運賃減額の場合、一定期間は旧券をそのまま使用できるものとし、その後無効とする。

また、運賃増額の場合、一定期間は新旧運賃の差額の徴収を行わず使用できるものとし、その後無効とする。

4 前項の規定により無効とした場合の取扱いは、前条による。ただし、運賃減額の場合は、運賃変更の時から前条の取扱いをすることができる。

(再購入後の払戻し)

第34条 定期券を再購入後旅客が紛失した定期券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について次の計算により払戻しをする。

券面表示の運賃額 ----- A

通用期間(日数) ----- B

請求の日における残通用期間(日数) ----- C

$$A \times \frac{C}{B}$$

2 前項の払戻しに際しては、220円の手数料を徴収する。

(運行中止の場合の取扱い)

第35条 自動車が運行を中止したときは、その自動車に乗車している旅客に対しては、当該中止地点までの乗車にかかる運賃を無賃とする。この場合においては、前途の区間の旅客の輸送について必要な場合には代行の自動車を運行させる等の適切なる措置を講ずるものとする。

2 定期券、共通一日乗車券による旅客については、前項の規定は適用しない。

3 観光特急バスによる旅客については、第1項の規定は適用せず、運行を中止した系統と同一経路の一般乗合自動車に乗車できる乗継券を交付する。乗継券で乗車した系統と観光特急バスの運賃が異なる場合においても、その差額の払戻しは行わない。

第35条の2 定期券の使用者は、乗合自動車の運行を引き続き24時間以上休止したとき(路線の休止又は廃止等による場合を含む。)に限り、その定期券を発売場所に提示して次の各号により金額の払戻しを請求することができる。

(1) 通用区間の全部について払戻しの請求があった場合

券面表示の運賃額 ----- A
 通用期間（日数） ----- B
 運行中止日数 ----- C
 （運行中止の初日における残通用日数を限度とする）

$$A \times \frac{C}{B}$$

(2) 通用区間の一部について払戻しの請求があった場合

券面表示の運賃額 ----- A
 払戻しの請求をしない区間に対応する原券と
 同一通用区間の運賃額 ----- B
 通用期間（日数） ----- C
 運行中止日数 ----- D
 （運行中止の初日における残通用日数を限度とする）

$$\frac{A - B}{C} \times D$$

(3) 通用区間の全部又は一部について払戻しの請求があった場合において、請求にかかる区間の一部に乗車できる区間があるときは、運行中止の初日から払戻しの請求があった日までは乗車できる区間については乗車したものとみなし、通用区間の全部について払戻しの請求があったときは第1号により算出された金額から、通用区間の一部について払戻しの請求があったときは第2号により算出された金額から、それぞれ乗車したものとみなした区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額を日割りにした金額に、運行中止の初日から払戻しの請求があった日までの日数を乗じた金額を控除した残額

2 前項の規定は、本市がその負担において当該運送に代わる手段を提供した場合及び運行中止について責任のある旅客については適用しない。

(運賃の払戻し場所)

第36条 本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は定期券の書換え若しくは再発行は、次の場所で行う。ただし、業務上必要があるときは、その他の場所で行うことがある。

普通券、回数券	営業所、案内所及び定期券発売所
共通一日乗車券 バス一日券	営業所、案内所及び定期券発売所
定期券	営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く） 及び定期券発売所

(端数の処理)

第37条 本節の規定により、運賃の追徴又は払戻しをする場合、10円を単位として行う。この場合において計算上生じた端数は四捨五入とする。

第5節 手回品

(無料手回品)

第38条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に定める制限以内の手回品を無料で車内に持ち込むことができる。

- 1 総重量 10キログラム
- 2 総容積 0.027立方メートル(0.3メートル立方)
- 3 長さ 1メートル

(手回品の持込み制限)

第39条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第4条第7号の物品を車内に持ち込んではいない。

- 2 旅客の手回品の中に前項の物品で収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し、手回品の内容の明示を求めることがある。
- 3 前項の規定による求めに応じない旅客に対して第38条の規定にかかわらずその手回品の持ち込みを拒絶することがある。
- 4 旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれら物品でない旨の相当の証明をしない限り、第38条の規定にかかわらず、その手回品の持ち込みを拒絶することがある。

第3章 責 任

（旅客に関する責任）

第40条 本市の自動車の運行によって旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じる。ただし、係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は係員以外の第三者の故意又は過失があつたこと、並びに自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときはこの限りでない。

2 前項の場合において旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限る。

第41条 本市は、前条の規定によるほか、その運送に関し、旅客が受けた損害を賠償する責に任ずる。ただし、本市及び本市の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（手回品等に関する責任）

第42条 本市は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、眼鏡、時計その他身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じない。ただし、本市又は本市の係員がその滅失又はき損について過失があつたときはこの限りでない。

（異常気象等における措置に関する責任）

第43条 本市は、天災その他本市の責に帰することができない事由により輸送の安全確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害は、賠償する責に任じない。

（旅客の責任）

第44条 本市は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客がこの運送約款、法令若しくは京都市交通局管理規程の規定を守らないことにより本市が損害を受けたときは、その旅客に対しその損害の賠償を求めるものとする。

第4章 連絡運輸・共通乗車

第1節 連絡運輸

(連絡運輸等)

第45条 連絡運輸等については、京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程並びに京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程に定める。

第2節 共通乗車

(共通乗車券等)

第46条 本市の指定する運行系統を運行する自動車に乗車しようとする旅客は、本市の発行する乗車券類又は、他の事業者の発行する本市との共通乗車に係る乗車券類（以下「共通乗車券」という。）を所持しなければならない。

ただし、乗車後所定の運賃及び料金を支払うときはこの限りでない。

2 共通回数券、京都市敬老乗車証条例第2条に規定する敬老乗車券（以下、「敬老乗車券」という。）又は共通一日乗車券等を所持して乗車する旅客に対しては、本市の運送約款を適用する。

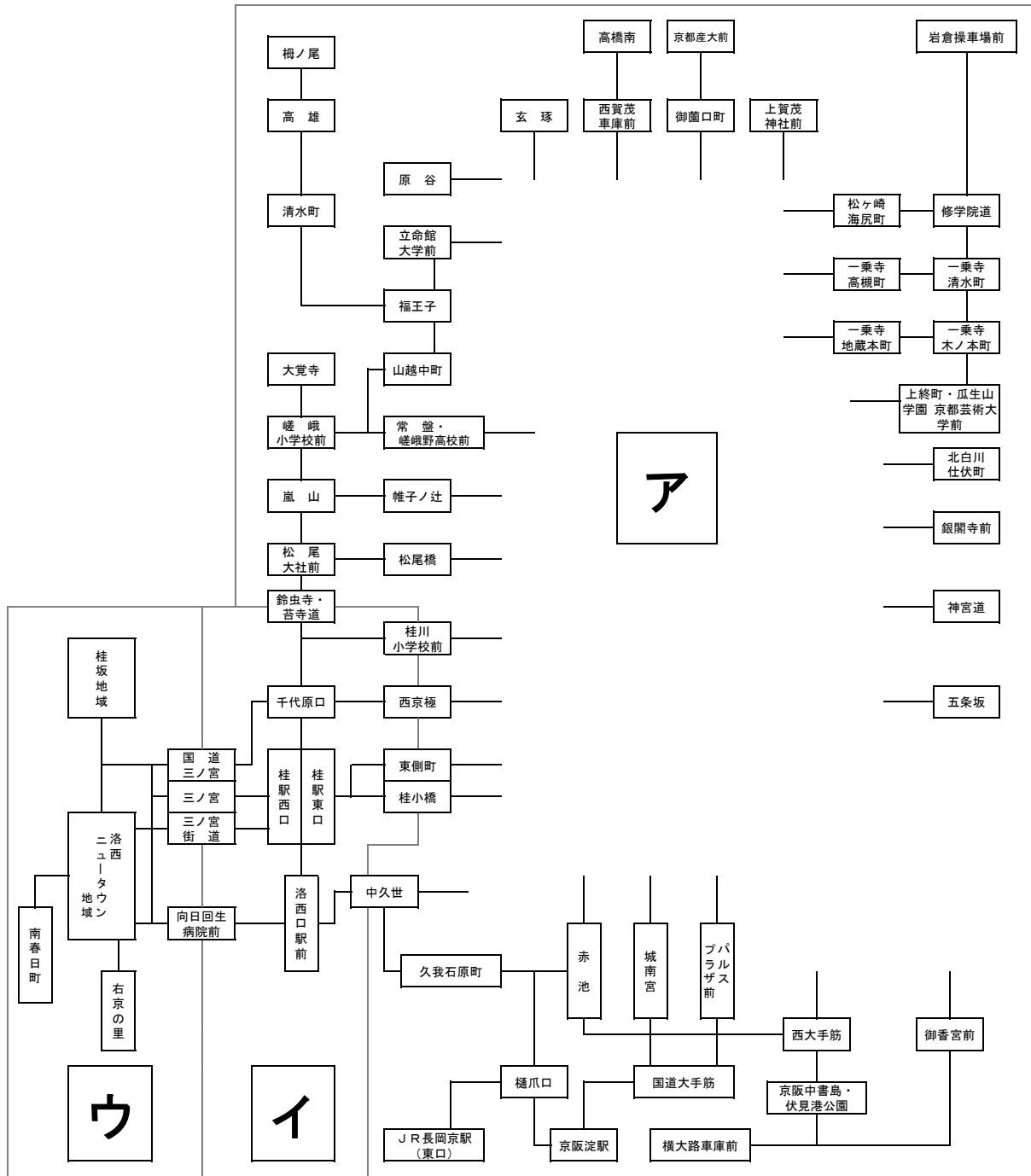
3 第16条、第17条、第32条の2、第33条の規定は、敬老乗車券について準用する。ただし、第32条の2について、敬老乗車券を無効とする場合の取扱いは、京都市敬老乗車証要綱に定める。

4 第18条、第24条、第28条、第32条の規定は、敬老乗車券については適用しない。

附 則

(施行期日) この運送約款は、令和6年12月1日から施行する。

別表 市バス通勤フリー定期券、市バス通学フリー定期券（甲）及びバス・地下鉄共通全線定期券における基準運賃額及び乗降可能区間



種 別	基準運賃額	乗降可能区間
① 市内中心フリー 及びバス・地下鉄共通全線定期券	230円	ア
② 市内中心＋桂地域フリー	300円	ア＋イ
③ 市内中心＋桂・洛西地域フリー	330円	ア＋イ＋ウ
④ 桂・洛西地域フリー	270円	イ＋ウ